

B型、C型ウイルス性肝炎に対する医療費助成の対象が拡大されました

栃木県では、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものに対し、かかった医療費の助成をしています。

さらに、次の治療が新たに医療費助成の対象となりました。

- (1) B型慢性活動性肝炎に対するペグインターフェロン治療
- (2) HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎に対するテラプレビルを含む3剤併用療法

上記の治療を行い、平成24年3月31日までに申請した方は、(1)については平成23年9月26日まで、(2)については平成23年11月25日まで、医療費助成の開始日を遡ることができます。

これらの治療を受けており、まだ助成を受けていない場合は、下記へ申請してください。

▼申請先＝県南健康福祉センター

TEL 0285 (22) 1509

詳しくは、県南健康福祉センターへお問い合わせいただくか、栃木県のホームページをご覧ください。

栃木県ホームページ＝

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/1206598122326.html>

▼問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎9133



道路改良工事のお知らせ

渋滞が予想されますので、迂回をお願いします

右図の通り、県道雀宮真岡線のインターパーク近郊の西汗地内におきまして、道路改良工事を行います。交通量の多い中、大変ご迷惑をおかけしますが、町道の県道取り付け工事として、通学者等の安全を図るため行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、交通渋滞が予想されますので、できる限り迂回をお願いします。

▼問い合わせ先＝都市建設課 整備係

☎9147





国民年金には障がいへの保障があります

障がい基礎年金は、国民年金に加入中に初診日のある病気・けがで1級または2級の障がいの状態になったときに支給されます。ただし、60歳以上65歳未満で国内に住んでいる間に初診日があれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。

○障がい基礎年金額（平成23年度の年額）

1級	986,100円
2級	788,900円

受給者に生計を維持されている子（18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級、2級の障がいの子に限られます）には加算があります。

1人目・2人目	各227,000円
3人目以降	各75,600円

※2級は、1級より軽い程度の障がいとなっています。また、障がいの程度は病名によって決定されるものではなく、政令で定められた「障がい等級表」によって決定されます。

○受給するための要件

障がい基礎年金を受給するためには、以下の納付要件があります。

- ①初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であること。
- ただし、平成28年3月までに65歳未満で初診日がある場合は特例として、
- ②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。

なお、初診日の前日において、これらの要件を満たしている必要があります。初診日の後に保険料を納めたとしても、要件を満たすことはできません。くれぐれもご注意ください。

○20歳前に障がい者になった方

20歳前の病気やけがで1級、2級の障がい者になった場合は、20歳になったときから障がい基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

○裁定請求の手続き

障がい基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きを行う必要があります。窓口は上三川町役場保険課高齢者年金係となります。必要な用紙も用意されています。

用紙には「診断書」もあるので、医師に記載を依頼してください。その場合の医師は、転院などのため、初診の時の医師と異なる医師でもよいことになっています。

その他の詳細については、役場保険課高齢者年金係、年金事務所または担当の医師にご相談ください。
 ※厚生年金に加入中に初診日のある病気・けがで障がいになったときには、障がい基礎年金とは別に「障がい厚生年金」が支給されますが、その場合の請求先は、現在または最後に勤めていた事業所を管轄する年金事務所となります。

- ▼問い合わせ先＝●保険課 高齢者年金係 ☎9129
- 宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4284